



平成30年10月9日

各 位

会 社 名 トレイダーズホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 金丸 勲
(JASDAQ・コード 8704)
問合せ先 取締役 加藤 潤
(TEL 03-4330-4700 (代表))

誤謬による不適切な会計処理等に対する再発防止策に関するお知らせ

当社は、平成30年8月2日付「外部調査委員会(中間)公表と今後の対応に関するお知らせ」にて公表しましたとおり、外部調査委員会による調査の結果、当社において当社子会社である株式会社ZEエナジー(以下「ZEエナジー」といいます。)に係るのれんの減損損失計上の時期及び減損金額等の会計処理について誤謬があったこと並びに当社有価証券報告書における関連当事者との取引に係る開示が不適切であったこと等(以下、「本件不適切処理等」といいます。)が報告されたことを受け、また、平成30年9月14日付「外部調査委員会の調査報告書(最終)の受領に関するお知らせ」で公表のとおり、同委員会より本件不適切処理等の問題点の原因分析の報告及び再発防止策の提言を受けました。

同委員会は本件不適切処理の原因背景を、主として、①当社によるZEエナジーの事業計画の適切な把握・検証がなされていなかったこと、②当社における財務関連業務の責任所在の明確性が欠けていたこと、③当社の役員内における役割分担の明確性を欠いていた、④財務関連業務担当者における知識・検証が不足していたとの原因分析がなされており、当社は外部調査委員会の提言(1. 当社グループ会社管理体制の強化、2. 関連当事者取引の承認プロセスの厳格化、3. コンプライアンス遵守の意識の再確認、4. 株主保護意識の徹底等)を踏まえ、再発防止策の検討を行ってまいりました。

今般、上記検討を踏まえて再発防止策の骨子を策定しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

株主及び関係者の皆様方には、多大なるご迷惑とご心配をおかけしましたことを心より深くお詫び申し上げますとともに、今後、当社グループのガバナンスの強化及び信頼回復に向けて、全社を挙げて努力し邁進してまいりますので、何卒ご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 再発防止策の内容

(1) 子会社管理体制が十分機能せず、ZEエナジーの事業計画の適切な検証ができていなかったことに対する改善措置

(i) 子会社管理体制の強化

① グループ子会社管理の責任の所在の明確化

ZEエナジーの管理担当者が不明確になっていたことを踏まえ、関係する全役職員が、

「子会社及び関係会社の管理に関する規程」に基づき、現在の子会社管理の所管

部署及び担当役員を再確認し、認識を一致させました。その上で、当社では、当該規程及び関連する規程・マニュアル類の見直しを行い、子会社においてグループに重要な影響を及ぼし得る事象が発生した場合における当社への報告基準及びプロセスを明確化いたします。

② 兼任役職員及び当社役職員等への研修等の実施

子会社の役員を兼任する当社役職員について、子会社の事業活動上の問題点を把握し、是正策を講じるためのノウハウ・スキルを向上させることを目的として、外部研修・セミナー又は外部講師を招聘した社内勉強会に参加させることとします。

その中でも、とりわけZEエナジーの役員を兼任する当社役職員については、木質バイオマス発電等の事業に関する専門的な知見を得るための研修に参加させることといたします。

③ 重要度に応じたグループ会社管理手法の新設・導入

当社グループにおけるバイオマス発電等の事業の重要性に鑑み、ZEエナジーが当社に対して案件の進捗状況について報告を行うための会議を原則として月2回定例開催することといたしました。

④ 内部監査部の体制強化

人員不足を主因として、当社内部監査部がZEエナジーの問題点を把握できていなかったことを踏まえ、内部監査部の人員を2名増員いたしました。

(ii) 危機管理委員会（仮称）の設置

当社では、とりわけグループ経営に重大な影響を及ぼす事象が発覚した場合に、経営トップが主導し、全社を挙げて対策を講じるための会議体（危機管理委員会（仮称））を設置することを計画しております。当該会議体に関する規程・マニュアル類については、その仕組み・フロー・権限について検討した上で、制定する予定です。

(2) 当社財務部門の能力不足に対する改善措置

(i) 専門的知見を有するCFOの選任

当社における財務部門において、専門的知見を有した責任者が不在であったことを踏まえて財務関連業務の知見を有するCFOを選任する予定です。

(ii) 当社財務部門の役職員に対する教育、研修の実施

当社財務部門役職員に、業務上必要となる財務会計、適時開示及び関連法令諸規則等の知識を習得させることを目的として、外部研修・セミナー又は外部専門講師を招聘した社内勉強会に参加させることとします。

(iii) 当社財務部門の増員等

当社財務部門の人員不足を解消するため、人材紹介会社を通じて人材募集を行い、増員を図ってまいります。また、今後は積極的に外部専門家を活用する方針としており、必要に応じて客観的かつ専門的な意見を受けることができるような業務運営を徹底してまいります。

(iv) 財務報告に係る内部統制（決算・財務報告プロセス）の充実化

当社では、重要性の高い勘定科目（のれんの減損計上や棚卸資産の評価など）に関する会計処理や関連当事者の開示の要否に関する手続きをマニュアル等により明文化した上で、内部監査部門が検証する仕組みを策定し、運用を開始する予定です。

(3) 当社役員全体における関連当事者取引に対する監視・開示体制の不十分さに対する改善措置

(i) コンプライアンス意識の徹底

今般、会計上の誤謬による過年度決算等の修正を行う事態となったことを深く反省し、今後、会計処理や各種開示に際しては、今まで以上に、法令諸規則を適切に理解した上で、業務を行っていくことが重要であると認識しております。

当社役職員に対して、法令、会計基準、関連当事者取引に関する諸規程、社内規程、重要な契約の遵守等をテーマとした社内コンプライアンス意識の徹底のための社内研修を実施する予定です。

(ii) 少数株主保護に関する姿勢の徹底

当社グループにおける今後の様々な組織運営において、当社の役職員が少数株主保護の意識をもって取り組むことができているかを監督していくため、常勤監査役と一般株主の利益に配慮する社外監査役及び社外取締役が連携し、定期的な会合を開き、会社に対処すべき課題、会社を取り巻くリスク、経営上の重要課題等について、情報交換と認識共有を図り、意見交換を実施していくことを予定しております。

(iii) 社内規程の整備

今後、当社は、関連当事者取引を極力行わない方向で検討しておりますが、例外的に関連当事者取引を行わざるを得ない場合には、取引の必要性・取引条件の合理性を慎重に判断した上で取り扱うべきものと認識しております。そこで「関連当事者取引に関する規程（仮称）」を新設し、関連当事者取引を行わないことを原則とし、関連当事者取引を行う場合には、会社（ひいては株主全体）の利益を害さないよう、必要な手続き等を明確化し、取引の必要性・取引条件の合理性についての十分な根拠を基に検証し、取締役会で審議する旨を明確化することとします。また、「取締役会規程」を改訂し、全ての関連当事者取引を取締役会への付議事項とする旨を明示的に定める予定です。

なお、今後は上記再発防止策の骨子に基づき、再発防止策の具体的な策定・運用を継続的にを行い、改善策を講じてまいります。今後は、当社グループ役職員が一丸となって社内体制の再

構築と信頼回復に努めてまいります。何卒ご理解とご支援を賜りますよう、重ねてお願い申し上げます。

以 上